



第14条

【法の下での平等, 貴族の禁止, 栄典】

婚外子国籍訴訟

【訴訟】結婚していない日本人の父とフィリピン人の母10組の間に生まれた子ども10人（8～14歳）が、出生後父から認知を受けたことを理由に、法務大臣あてに国籍取得届を出した。しかし、両親の婚姻を要件とする国籍法3条1項の規定を満たしていないとされた。そこで、同規定は不合理な差別で、法の下での平等を定めた憲法14条1項に違反するとして、日本国籍を有することの確認を求めた。

【判決】最高裁は2008年、国籍法の規定は憲法14条1項に違反するとし、10人全員に日本国籍を認める判決を下した。

非嫡出子相続分差別違憲判決

【訴訟】結婚していない男女から生まれた非嫡出子（婚外子）の遺産相続分について、嫡出子（法律婚している夫婦の子）の2分の1とした民法の規定が憲法14条1項の「法の下での平等」に反するとしておこされた訴訟。

【判決】2013年、最高裁は婚姻や家族の形態が多様化するなか、民法で定める相続分の区分は不合理な差別にあたり、憲法14条1項に違反するとした。この決定をうけて、民法が一部改正された。

再婚禁止期間訴訟

【訴訟】民法733条の「女性は離婚や結婚取り消しから6か月をへた後でなければ再婚できない」との規定が、法の下での平等（憲法14条1項）や両性の本質的平等（憲法24条2項）に反するとして、岡山県の女性がおこした訴訟。

【判決】2015年、最高裁は100日をこえて女性の再婚禁止期間を設ける部分は、憲法14条1項、24条2項に違反する」と判断した。これをうけて、禁止期間を100日に短縮したうえで、離婚時に妊娠していないとする医師の証明があれば、それ以内でも再婚を認める法改正が2016年に行われた。